

予算総額 4 億 100 万円

第3次 幸田町新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策がまとまりました。

本町では、5月に第1次緊急経済対策を取りまとめて以降、数々の施策を推し進めてまいりました。その間、県内の感染状況は大きく変化し、本町在住者の感染例も発生しています。

手を緩めることなく、3つの分野で町民の皆さんを守るため、9月議会定例会にて成立した補正予算にて、秋季から冬季にかけての感染拡大防止対策に重点を置いた全15施策からなる第3次幸田町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を取りまとめました。

これからも町民の皆さんに温かい支援をお届けすべく全力で取り組んでまいります。

全 15 項目の緊急経済対策

「暮らし」を守る 1 施策

項目	予算	問合せ
① GIGAスクールPC購入 ICTを活用した学習環境の整備として、小学1～4年生、中学2・3年生を対象に整備 対象：小学1～4年生 2,008人、中学2・3年生 884人、予備 18台	9月補正	学校教育課 庶務 グループ (内線422)

「営み」を支援する 4 施策

項目	予算	問合せ
② 三ヶ根駅エリア歴史探訪の推進 三ヶ根駅エリア内の歴史的施設などへの訪問を喚起するためのスタンプラリー事業。スタンプラリー終了者へ施設または飲食店の料金割引券などを配布（詳しくはP23） 対象：三ヶ根駅エリア内の歴史的施設などへの訪問者	9月補正	企業立地課 創業支援 グループ (62-5100)
③ 児童福祉施設等職員応援金支給 愛知県緊急事態宣言下において業務に従事した民間児童福祉施設および私立幼稚園職員のモチベーションを維持し、活動の促進などを図るため、1施設当たり5万円の応援金を支給 対象：認定こども園2園、地域型保育事業所3園、認可外保育所1園、私立幼稚園2園	9月補正	こども課 保育所 グループ (内線131)
④ 医療機関への支援 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている大学病院への支援金 対象：藤田医科大学岡崎医療センター	9月補正	健康課 健康増進 グループ (内線181)
⑤ 小規模店舗等家賃支援補助事業 家賃・地代を支払っている町内事業者などへ、負担軽減を目的に1件当たり10万円の補助金を支給 対象：町内に住所登録がある中小企業者、小規模事業者、個人事業者の店舗など	9月補正	産業振興課 商工観光 グループ (内線261)

「感染拡大」を防止する 10 施策

	項 目	予 算	問 合 せ
⑥	懸垂幕の作成 役場庁舎に感染拡大防止の呼び掛けメッセージの懸垂幕を掲げる。 対象：町民	既決予算	企画政策課 政策 グループ (内線331)
⑦	マスク・マスクカバーの作成 感染拡大防止と地元産業の活性化のため、三河地方で作成された生地を使用したマスクおよびマスクカバーを作成 対象：各種団体関係者、町主催イベントなどで配布	予備費	企画政策課 政策 グループ (内線331)
⑧	宅配ボックス設置費補助金 町民および宅配事業の従事者の感染リスクを低減させることなどを目的に宅配ボックス設置に係る費用の一部を補助（詳しくはP22） 対象：町内在住者	9月補正	企業立地課 立地推進 グループ (内線341)
⑨	役場庁舎及び保健センターの環境整備 役場1階ロビーおよび保健センター1階に空間除菌脱臭機を設置 対象：来庁者および保健センター利用者	9月補正	財政課 管財グループ (内線325) 健康課 健康増進グループ (内線181)
⑩	保育対策総合支援事業費補助事業 新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として1施設当たり50万円を上限に補助 対象：幸田みやこ認定こども園、リトルラビット保育園、Kids school さくらんぼ幸田、ゆめのき保育園	9月補正	こども課 保育所 グループ (内線131)
⑪	保育園の環境整備 新型コロナウイルス感染症対策備品購入費(空間除菌脱臭機などの設置) 対象：町立保育園8園	9月補正	こども課 保育所 グループ (内線131)
⑫	高齢者へのマスク支給 75歳以上の高齢者へ、1人当たり50枚のマスクを支給 対象：75歳以上の高齢者	9月補正	保険医療課 国保年金 グループ (内線141)
⑬	感染症対策医薬材料（消毒液）の購入 公共施設で手指消毒などに使用するアルコール消毒液（今年度下半期使用分）の購入 対象：町内公共施設	9月補正	健康課 健康増進 グループ (内線181)
⑭	牛乳パック等収集運搬処理 牛乳パックや廃プラスチックの処理 対象：各小中学校	9月補正	学校教育課 庶務 グループ (内線422)
⑮	修学旅行キャンセル料負担金 修学旅行を中止・延期などすることとした場合のキャンセル料の負担 対象：町内小学校6年生および中学校3年生の保護者	9月補正	学校教育課 庶務 グループ (内線422)

皆さんへのお願い

県内における感染拡大に伴い、本町においても町内在住者の感染が確認されていますが、感染された人やそのご家族への配慮をお願いします。

感染症を理由とした不当な差別やいじめなどは、決してあってはなりません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるがないよう、国や自治体が発信する情報をご確認いただくとともに、人権に配慮した冷静な行動をしていただくようお願いいたします。

問合せ 健康課健康増進グループ ☎ (0564) 62-1111 (内線181) FAX (0564) 62-8217